

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市教育委員会
委員長 藤原勝紀

京都市教育委員会規則第20号

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会事務局職員等の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第5条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、第4号を第2号とする。

第6条を削る。

第7条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、同項第10号中「久世ふれあいセンター図書館」の右に「(久世ふれあいセンター条例第1条第2項第2号に定める図書施設のことをいう。以下同じ。)」を加え、同号を同項第9号とし、同項第11号を同項第10号とし、同条第2項第1号中「第5号」を「第4号」に、「第8号から第11号まで」を「第7号から第10号まで」に改め、同項第2号中「第6号及び第7号」を「第5号及び第6号」に改め、同条を第6条とする。

第8条を削り、第9条第1項中「12月28日」を「12月29日」に改め、同条を第7条とし、第10条から第14条までを2条ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)